

住みよい環境の里づくり条例

平成 12 年 10 月 10 日
南小国町条例第 29 号

(目的)

第 1 条 この条例は、南小国町の優れた自然環境及び生活環境の保全と秩序ある開発等に関し、必要な事項を定めることにより、住みよい魅力ある郷土の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 南小国町の美しい自然環境、魅力ある景観、良好な生活環境は、町のかげがえのない資産である。町民は、この資産を守り、活かし、より優れたものとするために永年の間力を尽くしてきた。この歴史を踏まえ、環境にかかわるあらゆる行為は、環境の保全及び改善に貢献し、町民の福祉の向上に寄与すべきである。また、「きよらの里」づくりを基本に、日本一親切な人が住む、「住みよい環境の里づくり」を基本理念とする。

(定義)

第 3 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号による。

(1) 開発行為

ア 住宅用地(別荘用地を含む。)、工業用地、レジャー施設用地等の造成、土石の採取、鉱物の採掘その他土地の区画形質の変更をいう。

イ 林地(原野を含む。)の分譲

(2) 開発区域 開発行為に係る事業を行う土地(水面を含む。)の区域をいう。

(3) 建築物 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号の規定に定めるところによる土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(建築設備を含む。)をいう。

(4) 公共、公益施設 道路、上下水道、公園、緑地、広場、河川、水路、消防施設、砂防施設、教育施設、医療施設、交通安全施設、清掃施設、社会福祉施設等の公共公益の用に供する施設(土地を含む。)をいう。

(5) 事業者 開発行為及び建築物並びに土地の掘削、屋外広告物に係る工事等をしようとする者をいう。

(町の責務)

第4条 町は、第1条の目的を達成するため、自然環境及び生活環境の保全に関する施策を策定するとともに、その実現及び町民の意識の高揚に努めるものとする。

2 環境の保全のために必要な環境調査等を実施し、その結果を行政施策に反映するように努めなければならない。

3 事業者による開発事業が実施される場合、町民の生活環境を保全するため適切な指導を行わなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、良好な環境の確保に努めるとともに、町の実施する環境保全に関する施策に協力しなければならない。

2 町民は、関係法令等を遵守するとともに、次の各号に掲げる事項に留意し、優れた環境を後世に伝えるよう努めなければならない。

(1) 生活排水については、公共用水域の汚濁防止に必要な措置を講ずること。

(2) ごみ、し尿については、適正に処理し、生活環境を清潔にすること。

3 町民は、良好な環境が破壊されているとき又は破壊されようとしているときは、町長に通報するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないように自己の責任において、その保全のために必要な措置を講じるとともに、町の実施する環境保全に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たっては、関係法令等を遵守するとともに、次の各号に掲げる事項に留意し、地域と一体となった開発に努めなければならない。

(1) 生活用水及び農業用水の汚染、枯渇その他人の生命又は農林業生産に悪影響を与えるおそれのある状況を生じさせないこと。

(2) 文化財及び歴史的な価値のあるものについては、積極的に保全に努めること。

(3) 事業に関連する道路及び緑地を設ける等環境施設の整備に努めること。

(4) 開発事業実施に伴い環境破壊等による紛争、被害が生じた場合、自らの責任においてその解決に当たらなければならない。

(事前協議及び事前届出)

第7条 事業者は、開発行為を行おうとするときは、規則で定める関係書類を添え、事前に環境保全協議書を提出して事業計画の内容及び工事施工方法等について町長と協議しなければならない。

- 2 事業者は、開発行為を行う開発区域において建築物の建築、温泉の掘削、屋外工作物の設置、物品の販売を目的とする施設等を施工するときは、規則で定める関係書類を添え、事前に事業行為届を町長に提出しなければならない。

(事前協議者等に対する措置)

第8条 町長は、前条に定められた事前協議又は届出を行う事業者あるいは事前協議又は届出を行わない事業者等に対し、環境保全上必要があると認めるときは、次の各号に掲げる措置をとることができるものとする。

- (1) この条例に基づく手続を行うこと及びこの条例に基づく指導に従うこと又は当該事業行為について必要と認める措置を講ずべきことを勧告すること。
- (2) 前号の規定による勧告をした場合において、その勧告に基づいて講じた措置について文書による報告を求め、又は必要な立入調査を行うこと。

- 2 開発事業の適切な施工及び管理を行わしめるため、事業者に対し必要な報告及び資料の提出を求めるとともに必要な勧告を行うことができる。

(勧告に従わない事業者に対する措置)

第9条 町長は、前条の勧告に従わない事業者に対して、道路の占用許可、開発事業等への同意、水道の供給、公共工事の施工等に関し必要な措置を講じるなどの行政サービスについて協力を行わないことができる。

- 2 町長は、事業者、設計者、工事施工者の氏名及びその勧告の内容を公表することができる。

- 3 町長は、前項に規定するもののほか、この条例に基づく勧告その他行政指導の実効性を確保するため必要があると認める場合は、事前協議者に対し、適切な行政上の措置をとることができるものとする。

(環境保全協定)

第10条 町長は、この条例に基づく指導を適正に行うため必要があると認める場合には、事業者等と開発行為等について環境のための協定を締結するものとする。

(事業の廃止届等)

第 11 条 開発行為協議者等は、その協議又は届出に係る事業を廃止する場合又はその事業が完了したときには、速やかに規則で定める事業廃止届又は事業完了届を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する届出があった場合において、必要があると認めるときは、その届出に係る事項について環境保全上必要な措置を講ずべきことを指導することができる。

(まちづくりの方針)

第 12 条 町長は、第 2 条の基本理念である「住みよい環境の里づくり」を実現するため、まちづくりの方針を定めるものとする。

- 2 まちづくりの方針には、まちづくりの目標、土地利用及び公共、公益施設の整備その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 まちづくりの方針は、町の基本構想及び道路、河川等の公共事業の計画と調和が保たれたものでなければならない。
- 4 町、町民及び事業者は、まちづくり方針の実現のため、町内における事業主体の整備、開発及び保全の活動が、相互に調和を保つよう努めるものとする。

(開発の抑制)

第 13 条 次の各号に掲げる地域における開発事業等については、原則として抑制するものとする。

- (1) 災害の発生が想定される地域
- (2) 貴重な自然状態を保ち、又は学術上重要な意義を有する森林、草生地、湿地、山岳、池沼等を含む地域のうち自然環境を保存することが必要な地区
- (3) 歴史的又は郷土的に特色のある地域のうち、その特色を保持するための自然環境を保全することが必要な地区
- (4) その他町長が特に景観保全上必要と認める地区

(開発事業等の促進)

第 14 条 町長は、まちづくり方針の実現に資する開発事業等について、関連する公共、公益施設の整備等その開発事業の促進に努めるものとする。

(国、県への協力要請)

第 15 条 町長は、この条例の実施のため必要があるときは、国、県と協議し、その協力を求めるものとする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。